

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月31日
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 菊川 暁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03(5778)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ戦略部 部長 ジョーシ ガブリエレ
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03(5778)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ戦略部 部長 ジョーシ ガブリエレ
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 200,010,800円 (新株予約権証券) その他の者に対する割当 3,194,829円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 303,211,029円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	763,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行は、2019年5月31日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	763,400株	200,010,800	100,005,400
一般募集			
計(総発行株式)	763,400株	200,010,800	100,005,400

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は100,005,400円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
262	131	100株	2019年6月27日(木)	-	2019年6月27日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われなないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ガーラ グループマネジメント部	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	11,451個(新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	3,194,829円
発行価格	新株予約権1個につき279円(新株予約権の目的である株式1株当たり2.79円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年6月27日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
払込期日	2019年6月27日(木)
割当日	2019年6月27日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

(注) 1. 株式会社ガーラ第5回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、2019年5月31日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものといたします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものといたします。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,145,100株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、262円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本項第(2)号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	303,211,029円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2019年6月27日(本新株予約権の払込み完了以降)から2021年6月26日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって調整された場合は調整後行使価額とする。)の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金279円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 6. ロックアップ条項

当社はMegazone Cloud Corporationとの間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Megazone Cloud Corporationの事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日またはMegazone Cloud Corporationが保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはMegazone Cloud Corporationが保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間  
ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とMegazone Cloud Corporationとの間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

本記載事項は当社とMegazone Cloud Corporationとの間で2019年6月27日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

## 7. 先買権条項

### (1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Megazone Cloud Corporationが保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Megazone Cloud Corporationに対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

Megazone Cloud Corporationは、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項 号に従いMegazone Cloud Corporationから応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

### (2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

上記の他、当社とMegazone Cloud Corporationとが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

### (3) 違反時の手続

当社が上記「(1) 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにMegazone Cloud Corporationに対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とMegazone Cloud Corporationとの間で2019年6月27日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

## 8. その他



- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

a. 本新株式

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
200,010,800	6,160,000	193,850,800

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬750,000円、株式事務代行手数料200,000円、株式上場手数料160,000円、調査料1,100,000円及び有価証券届出書及び適時開示資料作成支援費用(株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役 中村亨)3,950,000円を予定しております。

b. 本新株予約権

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
303,211,029	2,330,000	300,881,029

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額3,194,829円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額300,016,200円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用(株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役 中村亨)900,000円、登録免許税及び司法書士報酬1,400,000円及び株式上場手数料30,000円を予定しております。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

a. 本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
スマートフォンアプリ事業		
・配信中のアプリの運用に係る人件費やサーバー費用等の運転資金	30	2019年7月～ 2019年8月
・「Rappelz Mobile(ラペルズモバイル)」のリリースまでの人件費等の運転資金	31	
アマゾン ウェブ サービス(AWS) 関連事業		
・人材の採用・育成等にかかる人件費の初期投資資金	70	2019年7月～
・マーケティング活動資金	30	2021年3月
VR事業		
・VRコンテンツ等開発資金	10	2019年7月～
・マーケティング活動資金	22	2020年3月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

## b. 本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
VR事業 ・VRテーマパークの共同出資資金	300	2019年7月～ 2021年6月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(300百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。

## (資金調達の目的)

当社グループは、「世界No.1のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、継続的な収益の拡大を実現するため、ゲーム事業を中心にグローバルなビジネス展開を推進し、世界規模のビジネスネットワークの構築に向けて取り組んでおります。2014年3月31日、2015年5月11日及び2018年4月13日に第三者割当増資による資金調達を実施し、スマートフォンアプリ事業を主力事業に移行すべく、国内外のスマートフォンアプリの開発とそのビジネスの推進を行ってまいりました。

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の大きな柱の一つとして、当社グループが開発したMMORPG(\*1)の2大タイトルであるPCオンラインゲーム「Flyff Online(フリフオンライン)(\*2)」及び「Rappelz Online(ラペルズオンライン)(\*3)」を題材としたスマートフォンアプリの開発に注力してまいりました。

そして、2014年12月には「Flyff Online(フリフオンライン)」を題材にしたスマートフォンアプリ「Flyff All Stars(フリフオールスターズ)」のダウンロード配信を開始し、2017年1月に、「Flyff Legacy(フリフレガシー)」のダウンロード配信を開始いたしました。

また、現在「Rappelz Online(ラペルズオンライン)」を題材にしたスマートフォンアプリ「Rappelz Mobile(ラペルズモバイル)」のサービス提供に関し、ゲーム開発・提供会社Entermate Co.,Ltd及びGame Power 7とライセンス契約を締結し、2020年3月期のリリースに向けて準備を進めております。

\*1: Massively Multiplayer Online Role Playing Game: 大規模多人数参加型ロールプレイングゲームのことであり、インターネットを利用し、数千人規模のユーザーが同時に参加して遊べるロールプレイングゲームであります。

\*2: 「Flyff Online(フリフオンライン)」は、世界で初めてキャラクターが空を飛ぶことに成功したことで有名なファンタジーな世界観の中で冒険するコミュニティ型のMMORPGであり2002年から多言語化でサービスを展開し、累計ダウンロード者数は5,000万人以上、最大月商4億円のアイテム課金額を記録しました。

\*3: 「Rappelz Online(ラペルズオンライン)」は、グラフィッククオリティの高いヨーロッパアンスタイルのMMORPGであり2004年から多言語化でサービス展開し、累計ダウンロード者数は5,900万人以上、最大月商3億円のアイテム課金額を記録しました。

しかしながら、当社グループの現状といたしましては、2018年3月期の連結会計年度において営業損失260,912千円及び親会社株主に帰属する当期純損失361,058千円を計上し、2019年3月期の連結会計年度において売上高が前連結会計年度に比べて4.7%増加し、854,204千円となったものの、営業損失250,834千円及び親会社株主に帰属する当期純損失283,027千円を計上しており、現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があります。また、2019年3月末の現金及び預金残高は93,459千円であり、本資金調達が行われなければ、事業の収益化のための施策を実行することも困難な状況であります。

このような状況を解消するために、本資金調達により、事業の収益化のための施策を実施していきます。

事業の収益化のための施策として、主力事業であるスマートフォンアプリ事業の早期収益化を成長戦略の中核の一つに据え、良質なゲームタイトルに経営資源を集中することにより、売上・利益の安定成長を実現していきます。また、ゲーム事業以外の新たな収益基盤を構築するため、アマゾン ウェブ サービス(AWS)関連事業及びVR事業を新規事業として進めてまいります。

当社では、以下を経営課題として認識しております。

## スマートフォンアプリ事業の早期収益化

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の早期収益化を目指しております。当社グループが開発し2014年12月にダウンロード配信を開始し、2016年10月にサービス提供を終了したスマートフォンアプリ「Flyff All Stars(フリフオールスターズ)」や、ライセンスを獲得し2016年9月にダウンロード配信を開始したスマートフォンアプリ「Arcane(アーケイン)」は、いずれも累計100万人以上のダウンロード者数を獲得いたしました。オンラインゲーム事業の減益を補うまでの収益貢献には至っておらず、更なるスマートフォンア

アプリ事業の売上高拡大を図る必要があります。そのため、提供するゲームアプリを増やし、スマートフォンアプリ事業の収益化に向けて注力してまいります。具体的には、スマートフォンアプリ事業において、ライセンスを獲得したゲームアプリ「Arcane(アーケイン)」、「FOX-Flame Of Xenocide-(フォックス)」及び自社グループ開発のゲームアプリ「Flyff Legacy(フリフレガシー)」のサービス提供について、オンラインゲーム事業で培われた当社グループの強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開により、日本国内だけではなく、海外市場でも活かせる新たな収益源とすべくスマートフォンアプリ事業の展開に注力してまいります。また、自社グループ開発の「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」及び「Immortal Warrior(日本リリース名:エターナルヒーロー)」のMORPG版の早期リリースにより売上・利益の安定成長を実現してまいります。

#### 新たな収益基盤の確立

当社グループは、主力事業であるオンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業による売上高の拡大による企業成長及び収益基盤の確立ならびに利益確保のための体制確立を目標としております。しかしながら、主力事業であるゲーム事業は市場変化が激しく、ユーザーニーズの移り変わりが早いため、収益基盤は不安定であり、ゲーム事業以外の収益源を確保するとともに安定的な収益基盤を確立することが重要な経営課題であると認識しております。

当社グループは、経営課題の解決のため、スマートフォンアプリ事業、アマゾン ウェブ サービス(AWS)関連事業及びVR事業を進めてまいります。

よって、当社グループでは上記の経営課題上における競争優位性を確立すべく、2020年3月期より実行する予定の以下の事業について、今回調達する予定の資金を充当してまいります。

#### スマートフォンアプリ事業

当社グループは、スマートフォンアプリ事業において、連結子会社Gala Lab Corp.が開発し、2017年1月に韓国語版のサービス提供を開始したスマートフォンゲームアプリ「Flyff Legacy(フリフレガシー)」、連結子会社Gala Mix Inc.が開発し、2017年12月に英語版・フランス語版のサービス提供を開始した歩数計アプリ「Winwalk(ウィンウォーク)」、連結子会社Gala Connect Inc.が開発し、2018年9月に英語版のサービス提供を開始したスマートフォンゲームアプリ「SpinClash(スピクラッシュ)」等のアプリについて、サービス提供以来、当社の強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開による配信を進めております。

また、「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」について、当社連結子会社であるGala Lab Corp.が、韓国・中国・台湾でのサービス提供に関して韓国のゲーム開発・提供会社Entermate Co.,Ltdと、アラビア語圏でのサービス提供に関してアラブ首長国連邦のゲーム開発・提供会社Game Power 7とそれぞれライセンス契約を締結しており、2020年3月期のリリースに向けて準備を進めております。

そこで、確実な資金調達手段である本新株式で調達する30百万円を上記の配信中のアプリの運用に係る人件費やサーバー費用等の運転資金に、また、確実な資金調達手段である本新株式で調達する31百万円を「Rappelz Mobile(ラベルズモバイル)」のリリースまでの人件費等の運転資金に充当いたします。なお、上記運転資金は、アプリの開発・サービス提供を行っている、連結子会社Gala Lab Corp.、Gala Mix Inc.及びGala Connect Inc.の2019年7月から2019年8月の2ヶ月間の運転資金のうち、原価計算によりアプリごとに集計された金額であります。

#### アマゾン ウェブ サービス(AWS)関連事業

割当予定先であるMegazone Cloud Corporationは、同社の親会社であるMegazone Co.,Ltd.(以下、Megazone社)がアマゾン ウェブ サービス(AWS)(\*4)の海外での事業展開を目的として2018年7月に設立したMegazone社の子会社であり、アマゾン ウェブ サービス(AWS)の日本での事業展開は、2019年4月25日にMegazone社グループ100%出資(持分比率Megazone Cloud Corporation86.67%、Megazone社13.33%)のアメリカ法人であるMEGAZONE CORPORATIONが100%出資の日本法人MEGAZONE株式会社を日本に設立し、日本での事業展開の準備を進めております。

\*4: アマゾン ウェブ サービス (AWS) : 世界190ヵ国以上、数百万の顧客をもつAmazonが提供しているWebサービスの総称のことであり、インターネット経由でコンピューティング、データベース、ストレージ、アプリケーションをはじめとした、さまざまなITリソースを必要とときに必要な量を使った分だけ支払う従量課金で利用することができるサービスであります。

Megazone社は1998年2月に設立された韓国最大規模のデジタルIT企業としてクラウド事業、デジタル・マーケティング事業、デジタル・エージェンシー事業のサービスを提供しており、クラウド事業においては、2012年に韓国内では初めてアマゾン ウェブ サービス (AWS) の公式パートナー会社に選定されました。また、2015年には、韓国内初のAWS Premier Consulting Partner (\*5) に選定され、韓国のクラウド市場を先導しています。

Megazone社は、AWS Premier Consulting Partnerとして、韓国内で初めてエンタープライズサポートサービスを開始し自社のAWSクライアントに対して高品質なサービス (\*6) を提供しております。

\*5: 全世界約1万社のAPN (AWSパートナーネットワーク) パートナー会社のうちPremier Consulting PartnerはAWSを使用した業務に一定以上の実績を上げた世界トップレベルのコンサルティングパートナー会社であり、2019年5月現在、全世界で88社、日本では8社が選定されており、Megazone社グループの日本進出によりMegazone社グループは、日本で9社目のAWS Premier Consulting Partnerとなります。

\*6: Megazone社のアマゾン ウェブ サービス (AWS) における強みとして、AWSクライアント向けに以下のサービスを含む高品質なサービスを提供しております。

- ・韓国内で唯一AWS公式韓国語Support Partnerサービス対応
- ・韓国内初のAWS Enterprise Support対応 (AWSの4つのサポートプランの中トップクラスのサポートサービス)
- ・24時間/365日サービスによる安定的なサービス提供
- ・月別、日別、地域別、商品別のデータ使用量を正確に確認可能な自社開発の運営管理ソリューションによる効率的な管理

Megazone社グループのアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本での事業展開は、Megazone社グループが自社の強みとして韓国で行っている上記のAWS Premier Consulting Partnerとしてのサービスと同様なサービス (AWS 公式日本語Support Partnerサービス対応、24時間/365日サービス等) を日本の顧客に対してサービス提供を行っていくものであります。

当社は、本日開催の取締役会において、Megazone Cloud Corporationのアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本展開に関して、当社とMegazone Cloud Corporationが業務提携基本契約を締結することを決議し、本日付けでMegazone Cloud Corporationと以下を業務内容とする業務提携基本契約を締結いたしました。

- ・日本国内営業サポート業務
- ・日本国内運営サポート業務
- ・日本国内採用及び人事管理サポート業務
- ・日本国内イベントサポート業務

当社グループは、今後、Megazone Cloud Corporationのアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本展開に関して、当該業務提携基本契約に基づきMegazone Cloud Corporation及びMEGAZONE株式会社と業務提携個別契約を締結することにより業務提携を進め、MEGAZONE株式会社が行うアマゾン ウェブ サービス (AWS) 事業を全面的にサポートし、アマゾン ウェブ サービス (AWS) 関連事業を進めてまいります。

具体的には、MEGAZONE株式会社のアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本における事業展開において、ビジネス上のネットワークを確立するため、当社が有するゲーム関連会社のネットワークを駆使して営業活動を行うことや、日本のIT企業向けの広告戦略やマーケティング活動を広告代理店等と協力して企画・立案等を行い、MEGAZONE株式会社の顧客基盤の確立をサポートすることを行っていきます。また、MEGAZONE株式会社が行うアマゾン ウェブ サービス (AWS) の運営業務において、将来的なAWS公式日本語サポートサービス対応を見据えて、アマゾン ウェブ サービス (AWS) の専門知識を有した優秀な人材の採用・育成サポート業務及び人事管理サポート業務を行い、MEGAZONE株式会社の人的リソースの確保をサポートすることを行っていきます。さらに、アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社主催のAWS Summit (クラウドコンピューティングコミュニティが一堂に会して、アマゾン ウェブ サービス (AWS) に関する情報交換やコラボレーション、学習を行うことができる日本最大級のカンファレンス) のようなイベントにおいて、展示の企画やスタッフの確保などのサポートを行っていきます。

このため、確実な資金調達手段である本新株式で調達する70百万円を営業サポート活動や運営サポート活動に係る人材の募集費用や採用費用、人材の育成期間にかかる人件費の初期投資資金に充当いたします。また、確実な資金調達手段である本新株式で調達する30百万円をイベント等における展示の企画といったマーケティング活動に係る資金に充当いたします。

## VR事業

当社は、本日開催の取締役会において、韓国のGPM Co.,Ltd.(以下、GPM社)とMonster VR事業の日本展開における業務提携契約を締結することを決議し、本日付けでGPM社と当該業務提携契約を締結いたしました。

GPM社は、VR(\*7)技術を使ったVRプラットフォーム「Monster VR」の開発会社であり、VRプラットフォーム事業及びVRテーマパーク事業のサービスを提供しております。

\*7: VR(Virtual Reality): コンピューターの中で、現実に近い仮想空間を表現する技術のことであり、体感性のあるゲームなどにも実用化され、その他、ロボット操作や操縦シミュレーションなど幅広い分野への応用研究が進められております。

VRプラットフォーム事業では、VRプラットフォームである「Monster VR」をコンテンツ開発会社とVR端末を設置する事業者へ提供しております。「Monster VR」は、ホテル等の宿泊施設に設置してVRを楽しめる端末「Monster Kit」、ネットカフェ、リゾート施設や商業複合施設等に設置して家族やカップル、友達同士で様々なVRコンテンツを楽しめるカラオケボックス型の「Monster CUBE」、個室タイプの「Monster ROOM」といった複数のVR端末(ハードウェア)があり、SDK(Software Development Kit: ソフトウェア開発キット)、決済システム、コンテンツ管理システムといったソフトウェアと一体となって機能しているプラットフォームであります。これらのプラットフォーム上には、世界12か国のVRコンテンツ開発会社からゲーム、教育、映像等のカテゴリーにおける500個を超えるコンテンツの提供を受けており、ユーザーはMonster VRコインチャージシステムに金額をチャージすることにより最新の優良コンテンツで遊ぶことができます。このようにVRプラットフォームである「Monster VR」により、VRコンテンツを販売したい開発会社と優良なコンテンツによりVRユーザーを増やしたい事業者をマッチングすることが可能となり、ユーザーも優良なコンテンツを楽しめる機会が増えていくというメリットがあります。

VRプラットフォーム「Monster VR」を提供しているGPM社は、VR端末設置事業者が計上するユーザーからの売上の一定割合をプラットフォーム手数料収入として得られるため、VR端末、ユーザー数が増えると、売上が増加する仕組みとなっております。(類似のプラットフォームビジネスモデルのプラットフォームとしてApp StoreやGoogle Playがあります。)

VRテーマパーク事業では、2017年8月に韓国内初の大規模VRテーマパークであるSongdo Monster VRをオープンし、2018年8月にはロッテ百貨店Star city店に45種類のVRコンテンツが楽しめるMonster VRテーマパークをオープンしており、韓国国内で現在2店舗のVRテーマパークが運営されております。

現在、GPM社はMonster VR事業の海外での事業展開を進めており、日本での事業展開においては、当社とGPM社との上記業務提携契約により当社が進めていくこととなりました。

当社は、Monster VR事業の日本における営業代理店として、以下の事業を中心にMonster VR事業を進めてまいります。

- ・Monster VRプラットフォーム事業
- ・Monster VR販売代理店事業
- ・Monster VRテーマパーク事業

具体的には、Monster VRプラットフォーム事業では、VRコンテンツ開発会社及びVR端末設置事業者への営業活動やマーケティング活動を行っていくとともに、VRプラットフォーム及びVRコンテンツの日本語ローカライズ化に係る開発業務、コンテンツの審査・管理業務を行っていきます。Monster VR販売代理店事業では、VR端末設置事業者へのVR端末の販売代理店業務を行っていきます。Monster VRテーマパーク事業では、日本におけるMonster VRの営業代理店として、VRテーマパーク運営事業者へのライセンス提供・運営サポート業務、また、VRテーマパーク運営事業者との共同出資によるVRテーマパーク運営業務も行っていく予定です。さらに、GPM社と協力して5G(第5世代移動通信システム)通信技術を利用した次世代のSNSの企画・開発も行っていく予定です。

そこで、確実な資金調達手段である本新株式で調達する10百万円をVRプラットフォーム及びVRコンテンツの日本語ローカライズ化に係る開発人件費資金に充当いたします。また、確実な資金調達手段である本新株式で調達する22百万円をVR端末の購入資金に充当し、モデルルームの設置やVR端末をサンプルとして使ったマーケティング活動等を実施することにより、VR端末設置事業者の拡大を目指します。さらに、Monster VR事業における利益拡大を目指して、本新株予約権の発行及びその行使により調達する300百万円をVRテーマパーク運営事業者とVRテーマパークの共同運営を行うための共同出資資金に充当いたします。

現時点においては、Monster VRプラットフォーム事業、Monster VR販売代理店事業及びMonster VRテーマパーク事業において、VR端末設置事業者及びVRテーマパーク運営事業者との確定した案件はありませんが、今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a．割当予定先の概要

名称	Megazone Cloud Corporation
本店の所在地	Gala Bldg, 46, Nonhyeon-ro 85-gil, Gangnam-gu, Seoul, 06235 Korea
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 MEGAZONE株式会社 東京都港区南青山三丁目2 - 3 代表取締役 Lee Joo Wan
代表者の役職及び氏名	代表取締役 Lee Joo Wan
資本金	資本金 224,000,000韓国ウォン
事業の内容	クラウドサービス事業
主たる出資者及びその出資比率	Megazone Co.,Ltd. 89.29%

#### b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

（注） 資本関係は2019年3月31日現在におけるものであります。

#### c．割当予定先の選定理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行い、当社の取引先であるMegazone社の子会社であるMegazone Cloud Corporationを割当先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的でMegazone Cloud Corporationの代表取締役Lee Joo Wan氏に面談を申込み、協議を実施いたしました。

当社とMegazone社の関係は、当社グループのスマートフォンアプリ事業及びオンラインゲーム事業におけるサーバーについて、従来からMegazone社が提供するアマゾン ウェブ サービス（AWS）を利用しており、また、Megazone社がデジタル・マーケティング事業を行っていることから、スマートフォンアプリ事業におけるマーケティング活動において、Megazone社にデジタル広告を依頼するなど従来からビジネス上の友好な取引関係が続いております。さらに、当社連結子会社Gala Lab Corp.の過去の短期的な資金需要を支援してもらうためMegazone社からの借入資金の提供を受けビジネスを円滑に進められたことや、当社連結子会社Gala Lab Corp.が本社移転する2019年2月まで、本社として賃借していたGala Bldgの一部をMegazone社の本社として転貸するなど、従来から極めて良好な信頼関係を築いてきました。

その中で、割当予定先のMegazone Cloud Corporationが進めているアマゾン ウェブ サービス（AWS）の海外での事業展開のうち、日本における事業展開を当社が全面的にサポートしていくという当社とMegazone社グループとの業務提携の協議と並行して今回の資金調達を進めていくこととなりました。

当社はMegazone Cloud Corporationに対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、Megazone Cloud Corporationから株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権をMegazone Cloud Corporationに割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、スマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金用途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことに合致しました。

また、「(2) [手取金の使途]」に記載されているとおり、スマートフォンアプリ事業の運転資金、新規事業を進めて行くにあたり必要な初期投資資金及びマーケティング活動資金等を、確実な資金調達手段である本新株式で調達する資金で充当し、新規事業のさらなる利益拡大を目的とする共同出資資金を本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金で充当していくことは、事業を確実に進めて行く観点から資金調達方法としては合理的であると判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があります。

なお、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

以上の理由から、最終的に2019年5月31日開催の当社取締役会において、同社を本新株式と本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のMegazone Cloud Corporationは、「(2) [手取金の使途] アマゾン ウェブ サービス (AWS) 関連事業」に記載されているとおり、韓国最大規模のデジタルIT企業であるMegazone社の子会社であり、Megazone社が行っているアマゾン ウェブ サービス (AWS) の海外での事業展開を目的として2018年7月に設立されました。現在、Megazone社グループ100%出資(持分比率Megazone Cloud Corporation86.67%、Megazone社13.33%)のアメリカ法人であるMEGAZONE CORPORATIONが100%出資の日本法人MEGAZONE株式会社を日本に設立し、日本での事業展開の準備を進めております。当社グループは、今後、Megazone Cloud Corporation及びMEGAZONE株式会社と業務提携を進め、アマゾン ウェブ サービス (AWS) 関連事業を進めてまいります。本新株式及び本新株予約権の発行が将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断しております。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株式による当社普通株式	763,400株
本新株予約権の目的である株式の総数	1,145,100株

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先であるMegazone Cloud Corporationは、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式の保有方針として、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を原則として長期保有する方針である旨を本ファイナンスに係る基本合意書において表明しております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金の存在については、割当予定先であるMegazone Cloud Corporationの取引銀行が発行する2019年5月13日付の残高証明書の写しを入手し、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに足る現預金を保有していることを確認いたしました。また、Megazone Cloud Corporationの2018年12月末及び2019年3月末の決算書を入手し、自己資金として、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに足る現預金を保有していることを確認いたしました。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるMegazone Cloud Corporation及びその役員、並びにその親会社であるMegazone社及びその役員、主要株主について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、犯罪歴を有するか否かについて調査いたしました。

具体的には、Megazone Cloud Corporationの代表取締役とMegazone社の取締役を兼務しており、かつMegazone社の主要株主(持株比率80.86%)であるLee Joo Wan氏、Megazone Cloud Corporationの取締役とMegazone社の代表取締役を兼務しており、かつMegazone社の主要株主(持株比率12.29%)であるChang Ji Hwang氏、Megazone Cloud Corporationのその他の社内取締役、Megazone社のその他の取締役、監査役について、韓国の警察当局から犯罪歴についての書面を入手し、犯罪歴が無いことについて確認いたしました。

また、主に日本及び韓国の過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社、その役員及び主要株主と暴力団等の関係があることを認めることはできませんでした。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台三丁目2-1、代表取締役会長 荒川一枝)にMegazone Cloud Corporation及びその親会社であるMegazone社並びにMegazone Cloud Corporationの代表取締役とMegazone社の取

締役を兼務しており、かつMegazone社の主要株主(持株比率80.86%)であるLee Joo Wan氏及びMegazone Cloud Corporationの取締役とMegazone社の代表取締役を兼務しており、かつMegazone社の主要株主(持株比率12.29%)であるChang Ji Hwang氏、Megazone Cloud Corporationの社外取締役を含むその他の全ての役員及びMegazone社のその他の全ての役員について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、Megazone社、Lee Joo Wan氏、Chang Ji Hwang氏、当該割当予定先のその他の全ての役員及びMegazone社のその他の全ての役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、Megazone Cloud Corporation、同社役員及び主要株主が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。なお、当社は割当予定先であるMegazone Cloud Corporationが反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

#### a. 本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日(2019年5月30日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値である262円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直近営業日の価格)を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値の単純平均値276.44円(小数点第3位以下四捨五入)からは5.22%のディスカウント率となり、直近3か月間の終値の単純平均値304.21円(小数点第3位以下四捨五入)からは13.88%のディスカウント率となり、直近6か月間の終値の単純平均値290.48円(小数点第3位以下四捨五入)からは9.80%のディスカウント率となっております。これは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、2019年5月31日開催の当社取締役会において、監査役3名(全員社外監査役)から、上記発行価格について、本件取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたことは、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること及び上記発行価格は上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであることから、当社の直近の財政状態及び経営成績等が反映されていると考えられることに鑑みて、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

#### b. 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を外部算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役 中村亨)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価(262円)、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ56.89%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率(0.173%)、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の180%を20営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行うものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は80個(8,000株)とし、行使して得た株式は一定量(8,000株)ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行う。)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施し、その結果、本新株予約権1個の払込金額を279円(1株当たり2.79円)と算定いたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を公正価値の算定結果と同額の金279円(1株当たり2.79円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予



定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2019年5月30日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の262円と同額の262円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、当該本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値の単純平均値276.44円(小数点第3位以下四捨五入)からは5.22%のディスカウント率となり、直近3か月間の終値の単純平均値304.21円(小数点第3位以下四捨五入)からは13.88%のディスカウント率となり、直近6か月間の終値の単純平均値290.48円(小数点第3位以下四捨五入)からは9.80%のディスカウント率となっております。

また、2019年5月31日開催の当社取締役会において、監査役3名(全員社外監査役)から、本新株予約権の払込金額について、特に有利な条件での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

当該意見は、株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングに対し、本新株予約権の価値算定の業務委託を行っていますが、払込金額の算定にあたり、外部算定機関である同社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、同社は本有価証券届出書及び適時開示資料作成支援の業務委託を行っている先であり、その他にも、当社との間で経理業務等の継続業務を含む複数の業務委託を行っております。しかし、同社を含む企業グループの連結売上高に占める当社に対する売上高の比率は同社グループの直近事業年度において0.8%であり、一般社団法人日本取締役協会が公表する「取締役会規則における独立取締役の選任基準〔モデル〕」で示されている「年間連結売上高の2%」の基準を下回ることから、同社は当社経営陣から一定程度独立している外部算定機関と認められるものとの判断を基礎としております。さらに、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式により発行される株式数は763,400株(議決権の数は、7,634個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数1,145,100株(議決権の数は11,451個)を合算すると1,908,500株(議決権の数は19,085個)となり、2019年5月31日における当社の発行済株式数16,513,800株(議決権数165,138個)に対して11.56%(議決権の総数に対する割合は11.56%)の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権発行による資金調達は、「5 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途]」に記載の当社のスマートフォンアプリ事業の推進による早期収益化と新規事業展開を通じた収益基盤の構築を実現していくことは、長期的な観点から企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
菊川 暁	東京都港区	3,629,500	21.98%	3,629,500	19.70%
Megazone Cloud Corporation	Gala Bldg, 46, Nonhyeon-ro 85-gil, Gangnam-gu, Seoul, 06235 Korea	-	- %	1,908,500	10.36%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂 8丁目10 - 24	463,200	2.80%	463,200	2.51%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木 1丁目6 - 1	422,100	2.56%	422,100	2.29%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川 1丁目14 - 1	219,500	1.33%	219,500	1.19%
安達 洋祐	愛知県名古屋市中東区	138,800	0.84%	138,800	0.75%
後藤 亜希子	群馬県高崎市	118,000	0.71%	118,000	0.64%
株式会社ライブスター証券	東京都千代田区丸の内 1丁目11 - 1	111,100	0.67%	111,100	0.60%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1丁目4	90,100	0.55%	90,100	0.49%
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂 1丁目12 - 32	79,563	0.48%	79,563	0.43%
計	-	5,271,863	31.92%	7,180,363	38.98%

(注) 1. 所有株式数につきましては、2019年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準としております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年5月31日現在の総議決権総数(165,138個)に、本新株式による発行株式763,400株及び本新株予約権の目的となる株式の数1,145,100株により増加する議決権数(19,085個)を加えた数によって算出しております。

3. 2019年5月31日現在の発行済株式総数は16,513,800株であります。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出後（2018年6月25日提出）、本有価証券届出書提出日までの間に  
いて、下記の臨時報告書を提出しております。

（2018年6月25日提出の臨時報告書）

#### 1 [提出理由]

平成30年6月23日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月23日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。取締役として、菊川暁、ホウ・ヒョン、キム・ヒョンス、金志芸、パジヨ・ニコラ、倉持倫之の6氏を選任する。

###### 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役として、川村一博氏を選任する。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

###### 第3号議案 当社海外子会社の使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社海外子会社の使用人に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案 取締役6名選任の件					
菊川 暁	71,284	2,018	0	96.19	可決
ホウ・ヒョン	71,246	2,056	0	96.14	可決
キム・ヒヨンス	71,246	2,056	0	96.14	可決
金 志芸	71,244	2,058	0	96.14	可決
パジヨ・ニコラ	71,253	2,049	0	96.15	可決
倉持 倫之	71,207	2,095	0	96.09	可決
第2号議案 補欠監査役1名選任の件					
川村 一博	71,544	1,762	0	96.54	可決
第3号議案 当社海外子会社の使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	71,023	2,281	0	95.84	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

## 2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出後(2018年6月25日提出)、本有価証券届出書提出日(2019年5月31日)までの間において、資本金の増減はありません。

## 3. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第25期)及び四半期報告書(第26期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日(2019年5月31日)までの間に、変更又は新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年5月31日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

## 事業等のリスク

## (1)～(6)略

## (7) 第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権の割当予定先について

当社はスマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的として、2019年5月31日開催の取締役会において、Megazone Cloud Corporationを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。Megazone Cloud Corporationが第5回新株予約権の全てを行使した場合には、新株式に係る議決権数と行使により取得する議決数の合計が総議決権数に占める割合は10.36%となると見込まれます。割当予定先であるMegazone Cloud Corporationは、当社株式の保有方針として、新株式の割当及び第5回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しております。同社との間では、クラウドサービス事業分野で業務提携を進めており、これらの資本業務提携が当社の企業価値向上につながると期待しております。しかしながら、同社による当社株式の売却について、当社の定款上特に制限が設けられておらず、これを制限する合意を当社との間で行っているものでもないことから、その保有する当社株式の売却状況等により、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。

## (8) 資金調達について

当社はスマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的として、2018年3月28日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による第4回新株予約権の発行を行うことを決議し、また、2019年5月31日開催の取締役会において、Megazone Cloud Corporationを割当予定先とする第三者割当による第5回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしております。しかし、新株予約権の性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

## (9) 株式価値の希薄化について

当社はスマートフォンアプリ事業の拡大と新規事業の推進を目的として、2018年3月28日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社及び菊川暁を割当先とする第三者割当による新株式の発行並びにOakキャピタル株式会社を割当先とする第4回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。払込前の2018年3月28日の当社の発行済株式総数は15,880,800株であり、新株式の発行により、633,000株(議決権の個数6,330個)、第4回新株予約権がすべて行使された場合、2,025,400株(議決権の個数20,254個)の新株式が発行されることにより、2018年3月28日の当社の発行済普通株式総数15,880,800株(議決権の数は158,788個)に対して16.74%(議決権の総数に対する割合は16.74%)の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社は新規事業の推進を目的として、2019年5月31日開催の取締役会において、Megazone Cloud Corporationを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。払込前の2019年5月31日の当社の発行済株式総数は16,513,800株であり、新株式の発行により、763,400株(議決権の個数7,634個)、第5回新株予約権がすべて行使された場合、1,145,100株(議決権の個数11,451個)の新株式が発行されることにより、2019年5月31日の当社の発行済普通株式総数16,513,800株(議決権の数は165,138個)に対して11.56%(議決権の総数に対する割合は11.56%)の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、上記の資金調達が新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4. 最近の業績の概要

2019年5月10日に開示いたしました、2019年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載されている第26期(自2018年4月1日至2019年3月31日)連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	154,646	93,459
売掛金	74,328	58,430
前渡金	-	31,638
前払費用	17,434	20,883
その他	3,649	5,995
貸倒引当金	167	149
流動資産合計	249,891	210,258
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,068	-
減価償却累計額	499	-
建物(純額)	569	-
工具、器具及び備品	12,431	12,287
減価償却累計額	6,010	8,421
工具、器具及び備品(純額)	6,421	3,866
有形固定資産合計	6,990	3,866
無形固定資産		
ソフトウェア	29	-
ソフトウェア仮勘定	231,729	357,302
その他	3,699	2,407
無形固定資産合計	235,458	359,709
投資その他の資産		
投資有価証券	580	597
長期貸付金	88,675	-
敷金及び保証金	6,381	15,199
長期前払費用	182,895	172,891
破産更生債権等	23,062	23,062
貸倒引当金	20,303	20,303
投資その他の資産合計	281,291	191,446
固定資産合計	523,740	555,022
資産合計	773,631	765,281

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,759	2,759
未払金	46,537	50,015
未払費用	55,647	56,585
前受金	24,160	37,370
前受収益	33,951	27,792
未払法人税等	1,240	1,240
その他	2,040	4,174
流動負債合計	166,336	179,937
固定負債		
長期前受収益	233,916	223,148
繰延税金負債	100	105
退職給付に係る負債	124,695	166,763
長期預り保証金	44,222	-
固定負債合計	402,934	390,017
負債合計	569,270	569,954
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,105,524	3,230,542
資本剰余金	1,754,370	1,876,146
利益剰余金	4,174,838	4,457,866
株主資本合計	685,055	648,822
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	228	239
為替換算調整勘定	484,142	490,512
その他の包括利益累計額合計	483,914	490,273
新株予約権	-	35,393
非支配株主持分	3,219	1,383
純資産合計	204,361	195,327
負債純資産合計	773,631	765,281

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	815,658	854,204
売上原価	238,678	234,603
売上総利益	576,980	619,600
販売費及び一般管理費	837,892	870,434
営業損失( )	260,912	250,834
営業外収益		
受取利息	5,533	4,369
その他	751	266
営業外収益合計	6,284	4,635
営業外費用		
支払利息	2,531	3,905
為替差損	13,639	700
その他	2	-
営業外費用合計	16,173	4,606
経常損失( )	270,801	250,805
特別利益		
固定資産売却益	343	100
新株予約権戻入益	5,727	-
特別利益合計	6,071	100
特別損失		
固定資産売却損	-	354
固定資産除却損	72,514	-
減損損失	13,019	26,941
特別損失合計	85,534	27,295
税金等調整前当期純損失( )	350,264	278,000
法人税、住民税及び事業税	21,027	9,862
法人税等合計	21,027	9,862
当期純損失( )	371,291	287,862
非支配株主に帰属する当期純損失( )	10,232	4,835
親会社株主に帰属する当期純損失( )	361,058	283,027



## (連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純損失( )	371,291	287,862
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	82	11
為替換算調整勘定	10,991	6,612
その他の包括利益合計	11,074	6,600
包括利益	360,216	294,463
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	349,302	289,386
非支配株主に係る包括利益	10,913	5,076

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,101,527	1,657,072	3,813,780	944,819
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	3,997	3,997		7,994
親会社株主に帰属する当期純損失( )			361,058	361,058
連結子会社の増資による持分の増減		93,300		93,300
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	3,997	97,297	361,058	259,763
当期末残高	3,105,524	1,754,370	4,174,838	685,055

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	145	495,815	495,669	8,288	1,064	458,501
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)			-			7,994
親会社株主に帰属する当期純損失( )			-			361,058
連結子会社の増資による持分の増減			-			93,300
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	82	11,672	11,755	8,288	2,155	5,622
当期変動額合計	82	11,672	11,755	8,288	2,155	254,140
当期末残高	228	484,142	483,914	-	3,219	204,361

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,105,524	1,754,370	4,174,838	685,055
当期変動額				
新株の発行	125,017	125,017		250,035
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			283,027	283,027
連結子会社の増資による持分の 増減		3,240		3,240
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	125,017	121,776	283,027	36,233
当期末残高	3,230,542	1,876,146	4,457,866	648,822

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	228	484,142	483,914	-	3,219	204,361
当期変動額						
新株の発行			-			250,035
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			-			283,027
連結子会社の増資による持分の 増減			-			3,240
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11	6,370	6,358	35,393	1,836	27,199
当期変動額合計	11	6,370	6,358	35,393	1,836	9,034
当期末残高	239	490,512	490,273	35,393	1,383	195,327

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	350,264	278,000
減価償却費	18,428	8,010
減損損失	13,019	26,941
貸倒引当金の増減額( は減少)	136	15
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	28,036	45,506
株式報酬費用	-	26,887
受取利息及び受取配当金	5,535	4,414
支払利息	2,531	3,905
有形固定資産売却損益( は益)	343	253
無形固定資産除却損	72,514	-
新株予約権戻入益	5,727	-
売上債権の増減額( は増加)	5,065	14,670
前払費用の増減額( は増加)	5,419	9,200
長期前払費用の増減額( は増加)	167,812	1,513
前受金の増減額( は減少)	31,878	15,265
長期前受収益の増減額( は減少)	137,574	2,080
その他	49,023	88,732
小計	328,132	239,489
利息及び配当金の受取額	583	643
法人税等の還付額	126	89
法人税等の支払額	21,104	9,922
営業活動によるキャッシュ・フロー	348,525	248,678
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	5,648	696
有形固定資産の売却による収入	391	144
無形固定資産の取得による支出	162,816	159,721
差入保証金の回収による収入	-	99,742
その他	19	9,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	168,053	70,431
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	250,035
非支配株主からの払込みによる収入	108,900	-
新株予約権の発行による収入	-	8,506
新株予約権の行使による株式の発行による収入	5,434	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	114,334	258,541
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,247	618
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	403,491	61,186
現金及び現金同等物の期首残高	558,138	154,646
現金及び現金同等物の期末残高	154,646	93,459

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

当社及び連結子会社(以下、「当社グループ」という。)は、前連結会計年度において営業損失260,912千円及び親会社株主に帰属する当期純損失361,058千円を計上しております。また、当連結会計年度において売上高が前連結会計年度に比べて4.7%増加し、854,204千円となったものの、営業損失250,834千円及び親会社株主に帰属する当期純損失283,027千円を計上しております。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があります。当該状況等により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を早期に解消又は改善すべく、以下の対応策を実施してまいります。

まず、スマートフォンアプリ事業においてライセンスを獲得したゲームアプリ「Arcane(アーケイン)」及び、「FOX-Flame Of Xenocide-(フォックス)」並びに、自社グループ開発のゲームアプリ「Flyff Legacy(フリフレガシー)」のサービスを提供しております。また、自社グループ開発のPCオンラインゲーム「Rappelz(ラペルズ)」を題材としたゲームアプリ及び、他社RPGゲーム「Immortal Warrior(日本リリース名:エターナルヒーロー)」のMMORPG版の早期開発を目指します。これらにより、提供するゲームアプリを増やし、スマートフォンアプリ事業の収益化に向けて注力してまいります。

資金繰りにつきましては、当連結会計年度に第三者割当による株式及び新株予約権を発行し、当面の事業資金として258,541千円を調達いたしました。財務体質の健全化を目的として必要に応じて新たな資金調達を検討することで資金繰りの安定化に努めてまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策については、積極的に実施してまいります。

しかしながら、これらの改善策を実施してもなお、今後の売上高及び利益の回復は、スマートフォン向けアプリの開発の進捗状況、市場投入の時期、市場での競争激化による環境の変化等に左右されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

## (セグメント情報)

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者(代表取締役)が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループはインターネット関連事業を主たる事業内容としており、国内、韓国の各地域を現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱うサービスについて各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、サービス体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」及び「韓国」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主な事業は以下のとおりであります。

日本：オンラインゲームのパブリッシング事業( )、スマートフォンアプリ運営・開発事業

韓国：オンラインゲームのパブリッシング事業及びオンラインゲームの開発並びにライセンス事業、スマートフォンアプリ運営・開発事業及びライセンス事業

( )日本におけるオンラインゲームのパブリッシング事業は、2018年2月で終了しております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの損益は、営業損益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	日本	韓国	合計	調整額 (注1)	連結財務諸表計 上額(注2)
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	194,828	620,829	815,658	-	815,658
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	30,978	66,820	97,799	97,799	-
計	225,807	687,650	913,457	97,799	815,658
セグメント損失( )	174,958	83,475	258,433	2,479	260,912
セグメント資産	302,457	629,739	932,196	158,564	773,631
その他の項目					
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	693	161,877	162,571	-	162,571

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント損失の調整額 2,479千円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 158,564千円は、セグメント間債権債務消去等であります。

2. セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

## 当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	日本	韓国	合計	調整額 (注1)	連結財務諸表計 上額(注2)
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	57,310	796,893	854,204	-	854,204
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	22,242	44,135	66,378	66,378	-
計	79,553	841,028	920,582	66,378	854,204
セグメント損失( )	232,218	18,586	250,805	29	250,834
セグメント資産	238,227	668,705	906,932	141,650	765,281
その他の項目					
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	30,309	132,547	162,856	-	162,856

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント損失の調整額 29千円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 141,650千円は、セグメント間債権債務消去等であります。

2. セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	12円67銭	9円60銭
1株当たり当期純損失( )	22円76銭	17円16銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)
純資産額の部の合計額(千円)	204,361	195,327
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,219	36,777
(うち新株予約権(千円))	(-)	(35,393)
(うち非支配株主持分(千円))	(3,219)	(1,383)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	201,141	158,549
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	15,880,800	16,513,800

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純損失		
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	361,058	283,027
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	361,058	283,027
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	15,863,890	16,492,989

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第3四半期)	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月23日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 俊一	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋葉 陽	印
----------------	-------	------	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失399,809千円及び親会社株主に帰属する当期純損失404,809千円を計上している。また、当連結会計年度においても、営業損失260,912千円及び親会社株主に帰属する当期純損失361,058千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行を決議し、平成30年4月13日に払込手続きが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガーラの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社ガーラが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月23日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 俊一	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋葉 陽	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失288,103千円及び当期純損失350,152千円を計上している。また、当事業年度においても、営業損失129,939千円及び当期純損失144,872千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年3月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行を決議し、平成30年4月13日に払込手続が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月7日

株式会社ガーラ  
取締役会 御中

## 海南監査法人

指定社員 公認会計士 溝口 俊一 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 秋葉 陽 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失260,912千円及び親会社株主に帰属する当期純損失361,058千円を計上している。また、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失173,399千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失173,499千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。